

ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第4条第1項各号を次のように改める。</p> <p><u>(1) 東文化施設 毎月第3月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p><u>(2) 西文化施設 毎月第2月曜日(休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第16条を第18条とし、第15条の次に2条を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第4条第1項各号を次のように改める。</p> <p><u>(1) 東文化施設 毎月第3月曜日並びに1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p><u>(2) 西文化施設 毎月第2月曜日並びに1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>令和5年10月1日から施行する。ただし、第16条を第18条とし、第15条の次に2条を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>